

相続手続きのご案内

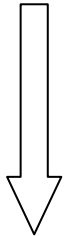
1. お手続き上の注意点

相続手続きのお申出と同時に、亡くなられた方の口座については以下のようにお取扱いいたしますので、あらかじめご了承ください。

- お引出し・お預入れ・・・お取扱できません。
- 口座振替・・・基本的に、お引落しできなくなります。
(詳しくは窓口へお問合せください)
- 融資のある方、または保証人の方が亡くなられた場合は、窓口にお問合せください。

2. お手続の流れ

①相続手続きのお申出



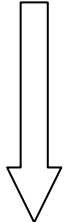
※亡くなられた方のお取引店にお問合せください。口座のお取引を停止します。

【確認させていただく事項】

- 亡くなられた方のお名前、口座番号、お亡くなりになった日
- お届け人のお名前、ご連絡先、亡くなられた方とのご関係

※具体的なお手続方法については、お取扱店でご案内させていただきます。

②必要書類のご準備



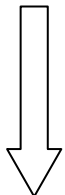
※ご準備いただく書類をご案内いたします。

【ご確認させていただく事項】

- お手続方法に関する事項
- 遺産分割に関する事項

※詳しくはP3の「必要書類確認フロー」をご参照ください。

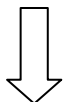
③相続手続き依頼書のご提出



※当庫所定の相続手続き依頼書に依頼内容をご記入のうえ、必要書類を添付してお取引店にご提出ください。

- 相続人様等のご署名（自署）・ご捺印（実印）をお願いします。
- ご住所、お名前は印鑑登録証明書記載の字体でご記入ください。

④書類の確認



※お取引店にて、ご提出いただいた書類を確認させていただきます。確認に日数がかかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

⑤ご相続預金のお支払等

※相続人様への解約金の払戻し、指定口座への振込、名義変更を行います。

- ご来店にて現金をお受取の際は、「相続預金受領書」のご記入が必要です。

相続人様の実印、ご本人であることの確認資料（運転免許証など）をご持参ください。

3. 相続人の中に未成年者がいる場合

親権者・未成年者がともに相続人の場合、別途、以下の書類が必要な場合があります。

- 特別代理人の選任審判書謄本（原本）※コピーしてご返却いたします。
- 特別代理人の印鑑証明書（原本） ※発行後、6ヵ月以内のもの。

4. 相続人の中に海外居住者がいる場合

印鑑登録証明書の代わりに、以下の書類が必要です。

- サイン（署名）証明書・・・居住先の大使館・領事館で発行されます。
- 海外在留証明書・・・居住先の大使館・領事館で発行されます。

5. 戸籍謄本について

- 亡くなられた方の戸籍謄本取得

市町村役場へ戸籍謄本を依頼される際は、**「相続に必要なため、亡くなられた方の生まれてから死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください」**とお伝え下さい。

【注意点】

本籍地を変更されたり、婚姻、養子縁組のため別戸籍に編入された場合はいくつかの市町村の役所からお取寄せいただくことがあります。

- 相続人様の戸籍謄本取得

婚姻や養子縁組により、亡くなられた方の戸籍から除籍・転籍されている場合は、除籍・転籍から現在までの連続した戸籍謄本を取得してください。

6. 残高証明書が必要な場合

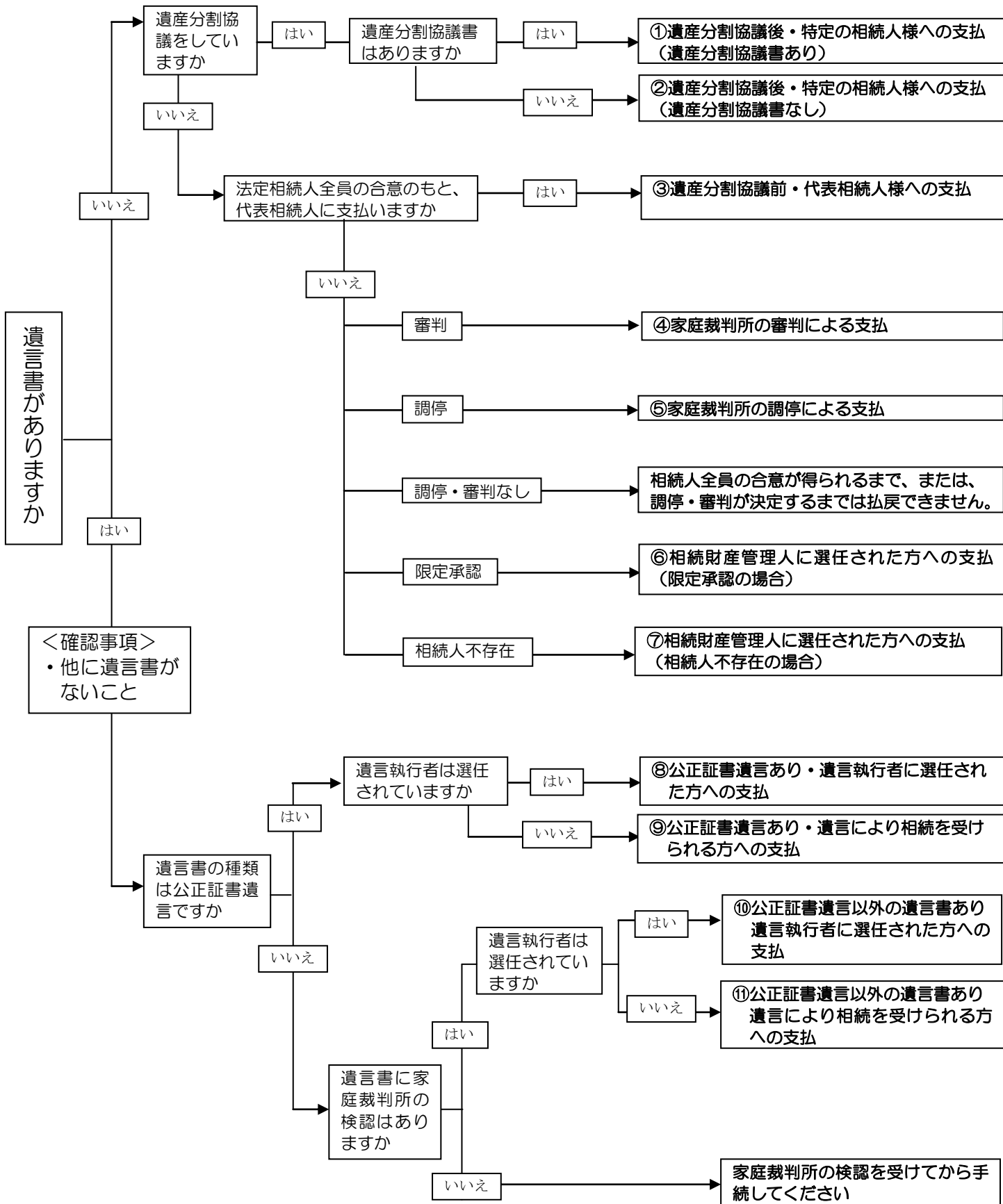
【必要書類】

- 当金庫用「残高証明書発行依頼書」（※ご依頼人の実印を押印いただきます。）
- 被相続人（亡くなられた方）がお亡くなりになったことが確認できる書類
- ご依頼人が、相続人または遺言執行者または相続財産管理人等であることが分かる書類
- ご依頼人の印鑑登録証明書（発行後3ヵ月以内のもの）

【手数料】

- 一通あたり500円（消費税別）

必要書類確認フロー



※次ページにて必要書類をご案内いたします。

＜相続手続必要書類一覧＞

	①遺産分割協議後・特定の相続人様への支払 (協議書あり)	②遺産分割協議後・特定の相続人様への支払 (協議書なし)	③遺産分割協議前代表相続人様への支払	④家庭裁判所の審判による支払	⑤家庭裁判所の調停による支払	⑥相続財産管理人に選任された方への支払 (限定承認)	⑦相続財産管理人に選任された方への支払 (相続人不存在)	⑧公正証書遺言あり 遺言執行者への支払	⑨公正証書遺言あり 遺言により相続を受ける方への支払	⑩公正証書遺言以外の遺言書あり 遺言執行者への支払	⑪公正証書遺言以外の遺言書あり 遺言により相続を受ける方への支払
相続手続依頼書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遺産分割協議書	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
戸籍謄本(相続人様全員分) または法定相続情報一覧図の写し	○ 相続権が確認できる範囲までのものが必要	○ 相続権が確認できる範囲までのものが必要	○ 相続権が確認できる範囲までのものが必要	—	—	—	—	—	—	—	○ 相続権が確認できる範囲までのものが必要
印鑑登録証明書 *発行後3ヵ月以内のもの	○ 相続人様全員分	○ 相続人様全員分	○ 相続人様全員分	○ 審判により預金を相続される方の分	○ 調停により預金を相続される方の分	○ 相続財産管理人に選任された方の分	○ 相続財産管理人に選任された方の分	○ 遺言執行者に選任された方の分	○ 遺言により預金を相続される方の分	○ 遺言執行者に選任された方の分	○ 遺言により預金を相続される方の分 相続人様全員分
被相続人様の戸籍謄本または除籍謄本および改製原戸籍または法定相続情報一覧図の写し	○ 生まれてから亡くなるまでのものが必要	○ 生まれてから亡くなるまでのものが必要	○ 生まれてから亡くなるまでのものが必要	—	—	—	—	—	—	—	○ 生まれてから亡くなるまでのものが必要
預金通帳または証書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家庭裁判所の審判書謄本および確定証明書	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
家庭裁判所の調停書謄本	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—
限定承認申述受理証明書	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
相続財産管理人選任審判	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
公正証書遺言の謄本	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—
家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—
被相続人様の死亡が確認できる書類(除籍の記載がある戸籍謄本等)	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—
遺言書および家庭裁判所の遺言書検認調書謄本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○

※関係書類は原本をお持ち下さい。当金庫にて確認後、書類返却は可能です。

※戸籍謄本について、亡くなられた方と同一の戸籍にある方は提出不要です。

※出資を相続される場合は出資金加入申込書、出資金譲渡(脱退)申込書等が必要です。

※「法定相続情報一覧図の写し」に記載された相続人の名義等に変更がある場合、別途確認書類の提出をお願いします。

※マル優、マル特のご利用がある場合・・・死亡届出書および相続人が名義変更し引続きマル優預金として相続される場合は相続申込書の提出をお願いします。

※貸金庫をご利用の場合は、貸金庫用の相続依頼書、貸金庫の鍵・カードが必要です。

※相続預金は原則として振込扱いとなります。現金で受領される場合は、別途、相続預金受領書が必要です。

※相続の内容により、上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承下さい。